

会員登録・ご利用の手引き

- | | |
|-------------------------------------|------------|
| 1. ファミリーサポートセンター、
緊急サポートセンターの仕組み | ・・・・・・・・1 |
| 2. ファミリー・サポートの活動 | ・・・・・・・・2 |
| ※登録から利用までの流れ | ・・・・・・・・3 |
| 3. 緊急サポートの活動 | ・・・・・・・・4 |
| ※登録から利用までの流れ | ・・・・・・・・7 |
| 4. 料金の算出方法について | ・・・・・・・・8 |
| 5. 保険について | ・・・・・・・・9 |
| 6. 預かりに際して準備して頂くもの | ・・・・・・・・10 |

〔 お問い合わせ先 〕

緊急サポートセンター埼玉

〒333-0801

川口市東川口4-2-20 プロミネンスⅡ 102

電話 048-297-2903

FAX 050-3488-0147

e-mail byoujihoiku@oboe.ocn.ne.jp

<http://byoujihoiku.blog.shinobi.jp/>

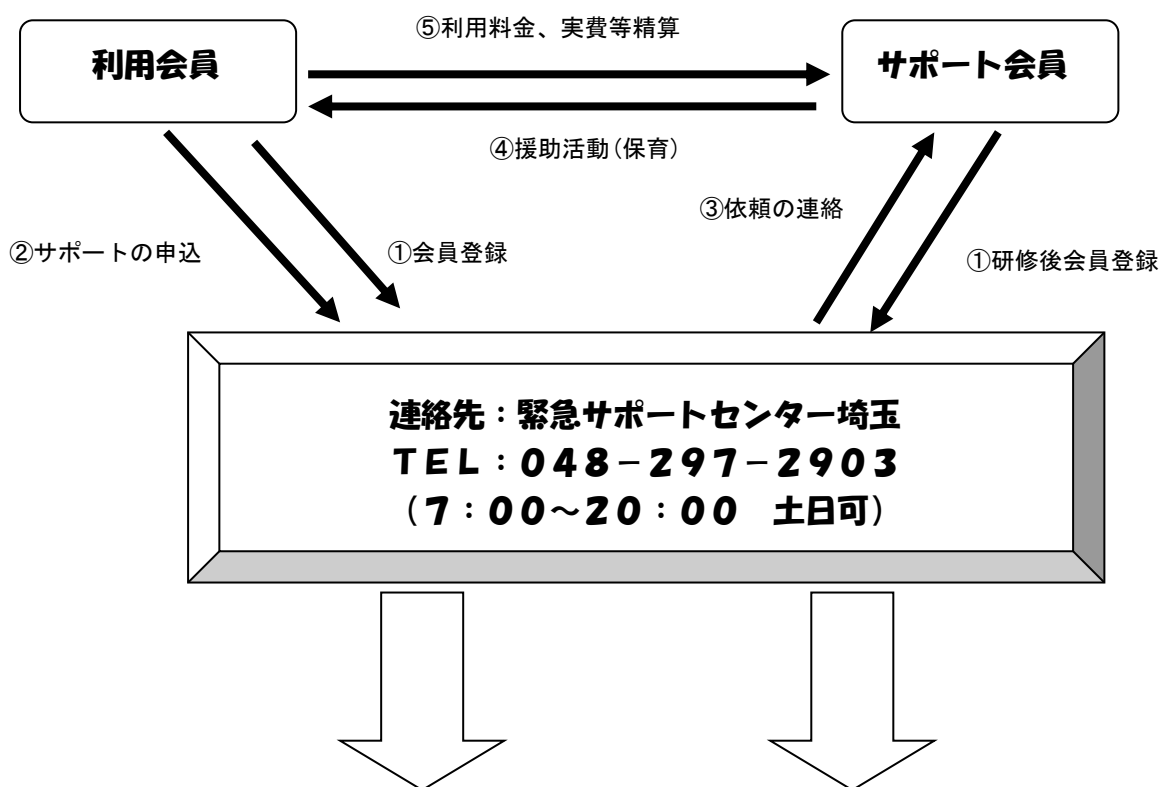
嵐山町ファミリーサポートセンター
(ファミリーサポート・緊急サポート)

ファミリーサポートセンターは、安心して子育てができるように、子育てのお手伝いをして欲しい方(利用会員)と子育てのお手伝いをしたい方(サポート会員)が会員となって、相方の合意のもと、お子さんの預かりを行う会員組織の有償ボランティアの活動です。

センターは、利用会員の援助内容や要望にお応えできるサポート会員を紹介し、安心して援助活動が行えるようにお手伝いします。

援助の内容によって、ファミリーサポート、緊急サポートのいずれかで対応していきます。料金も違いますので、ご相談ください。

●●●センターの仕組み●●●



予定が決まっている、元気なお子さんの預かりは
ファミリーサポート
※事前にサポート会員をご紹介し、
予め依頼内容を決めておきます

- ・ 保育所等への送迎やその前後の預かり
- ・ 保育所等の休みの時の預かり
- ・ 習い事等の送迎
- ・ 保護者の求職活動中の預かり
- ・ 保護者の通院やリフレッシュ等の際の預かり

急を要する時、病気のお子さんの預かりは
緊急サポート
※必要に応じてサポート会員を探します。

- ・ 病児、病後児の預かり、受診
- ・ 宿泊を伴う預かり
- ・ 保育所等からの急な呼び出し時のお迎え、預かり、受診
- ・ お母さんが体調不良で保育が困難な時の預かり
- ・ 冠婚葬祭など急を要する外出時の預かり
- ・ そのほか急を要する子育てに関する困った時など

1. ファミリーサポートの活動

●サポート内容

事前にご紹介したサポート会員と、打ち合わせをした内容に沿って援助を行います。
元気なお子さん、予定の立つお預かりが基本となります。

- ・ 保育所や幼稚園、小学校等への送迎やその前後のお預かり
- ・ 保育所、学校等の休みの際のお預かり
- ・ 習い事等の送迎
- ・ 保護者の求職活動中のお預かり
- ・ 保護者の通院やリフレッシュ等の際のお預かり

●預かりの対象となるお子さん

原則、0歳～小学校6年生までのお子さんを対象とします。

●預かり人数

複数のお子さんのお預かり可。サポート会員と相談のうえ、決定致します。

●援助活動の日時

援助活動は、1年を通じて行います。

●援助活動の場所

サポート会員宅、利用会員宅、合意が得られれば、その他の場所でのお預かりが可能です。

●利用料金（お子さん1人／1時間あたりの料金）

各世帯に応じて、町から補助金がでます。

援助活動終了後、単価から、補助金を減じた額をサポート会員にお支払いします。

【一般世帯の場合】

援助活動の時間	単 価	町からの補助金	実際に支払う額
7時～19時	700円	200円	500円
19時～7時	800円	200円	600円

【ひとり親家庭・市町村民税非課税世帯・生活保護世帯】

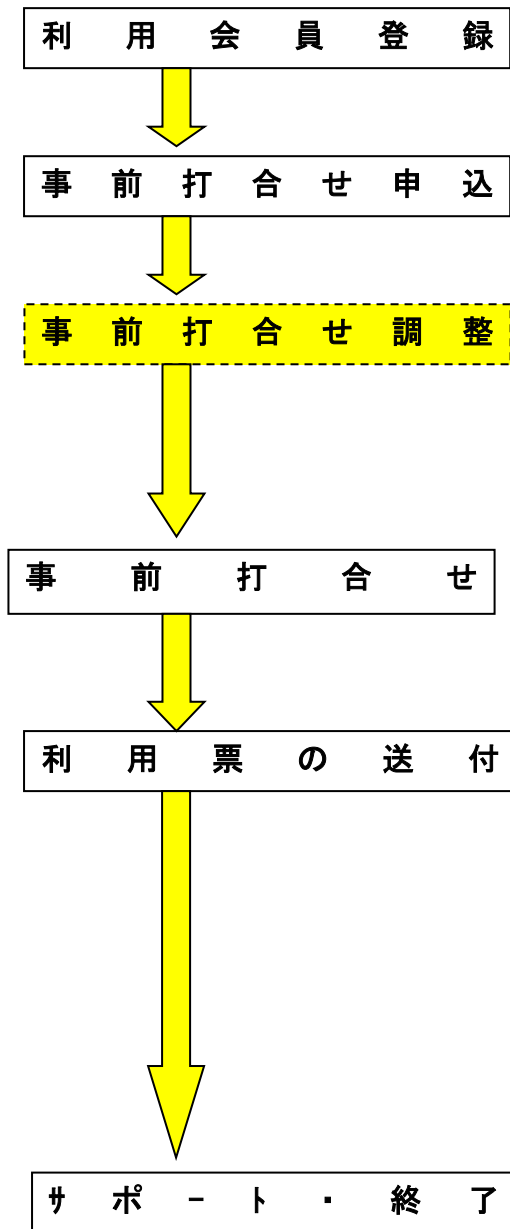
援助活動の時間	単 価	町からの補助金	実際に支払う額
7時～19時	700円	400円	300円
19時～7時	800円	400円	400円

2. ファミリーサポート

利用会員が行うこと

センターが行うこと

登録から利用までの流れ



●ホームページから入会申込フォーム、利用フォーム2、3を入力送信。又は、役場こども課にて申込。

●センターに電話で利用希望申込み連絡を入れます。
受付時間は7時～20時までです。

●センターでご希望を伺い、事前打合せするサポート会員を探します。サポート会員が見つかり次第、事前打合せの日程調整を行い、連絡します。

※極力希望を満たせるよう努めますが、場合により時間や場所などの調整をさせていただく場合もあります。

●利用会員、サポート会員、事務局（地域リーダー）の3者で事前打合せを行い、援助内容、日時など、保育に必要な事柄を確認します。

●利用票をセンターに送付。

※利用票の送付ができない場合、その旨をセンターに伝えてください。利用希望申し込み時に詳しい情報をお伺いします。

●利用票を送っていただき次第、サポート会員の連絡先をお伝えします。また、サポート会員には、利用会員の連絡先等、必要な情報をお伝えします。

●援助活動報告書の内容を確認、署名、捺印します。
料金と実費をサポート会員に直接支払います。

センター電話番号 048-297-2903（7時～20時）

センターへの利用票送付先

緊急サポートセンター埼玉

〒333-0801 川口市東川口4-2-20 プロミネンスⅡ 102

FAX 050-3488-0147

e-mail byoujihoiku@oboe.ocn.ne.jp

<http://byoujihoiku.blog.shinobi.jp/>

3. 緊急サポートの活動

●サポート内容

主に急を要するお預かりを行います。当日の依頼が可能です。センターへご連絡ください。基本的に、サポート会員は、その時々で対応できる方で援助を行います。

- ・病児、病後児のお預かり、受診
- ・宿泊を伴うお預かり
- ・保育所等からの急な呼び出し時のお迎え、お預かり、受診
- ・保護者が体調不良で保育が困難な時のお預かり
- ・冠婚葬祭など急を要する外出時のお預かり
- ・その他、急を要する子育てに関する困った時など

●預かりの対象となるお子さん

原則、0歳～小学校6年生までのお子さんを対象とします。

●預かり人数

複数のお子さんの預かり可。サポート会員と相談のうえ決定致します。
ただし、病児・病後児のお預かりは1人までとします。

●援助活動の日時

援助活動は1年を通じて行います。

●援助活動の場所

サポート会員宅、利用会員宅、合意が得られれば、その他の場所でのお預かりが可能です。

●サポート会員について

- ・講習会（保育、看護、救命救急等20時間）を受けて頂いています。
- ・看護師等の資格をお持ちの方もおりますが、サポート会員のほとんどの方が子育て経験のある一般のご家庭の方です。病児の預かりに関しては、専門家ではありませんので、原則、医療器具（喘息発作時の吸入等）を使った援助はできません。

●病児の受け入れ基準について

病児・病後児のお預かりの場合は、受診が必要です。保育所等からの呼び出しなどがあつた際には、お子さんの状態により対応が異なりますので、まずはお電話下さい。

病児保育を利用するにあたって、最も大切なことは、利用会員さんからの正確な情報提供です。お子さんを守るためにも、また、サポート会員さんとの信頼関係を大切にするためにも、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

センターでは、下記の基準を参考にして、利用会員さんからの詳しいお話を聞き、できる限りお預かりするよう努力していきたいと思っています。

お気軽にご相談ください。

☆受け入れ可能な場合☆

- ・全身状態がよい場合
- ・退院後で、症状・状態が落ち着いている場合

☆受け入れられるケースが多いが、保護者からのより詳しい話を必要とする場合☆

- ・インフルエンザ、はしかなどの感染力の強い病気
- ・ひどい下痢、嘔吐（ノロウイルス、ロタウイルスなど）
- ・けいれんをおこしたことがある場合

☆受け入れ要相談の場合☆

- ・喘息、R s ウイルス感染症、肺炎、クループなどの呼吸器疾患

☆受け入れることができない場合☆

- ・全身状態が悪い場合
- ・医師に密な観察が必要だと言われた場合
- ・元気がない場合
- ・呼吸困難がある場合（ゼーゼーがひどい、鼻づまりが強くてミルクが飲めないなど）
- ・水分が取れない、おしっこが出ていないなどの脱水症状がみられる場合
- ・重症化するおそれのある感染症にかかっている場合
- ・生後半年未満 38℃以上、半年から1歳未満 38.5℃以上、1歳以上 40℃以上の発熱

☆受け入れ可能な子どもに多い病気（参考）☆

扁桃腺炎、気管支炎、胃腸炎、ヘルパンギーナ、プール熱、手足口病、溶連菌、突発性発疹、はやり目、急性出血性結膜炎、とびひ、おたふく、尿路感染症、風疹（三日ばしか）、アデノウイルス感染症、中耳炎、りんご病、水ぼうそう等

※症状によってはお預かりできない場合もあります。

※障害や慢性疾患をお持ちの場合はご相談ください。

● **利用料金**（お子さん1人／1時間あたりの料金）

各世帯に応じて、町から補助金がでます。

援助活動終了後、単価から、補助金を減じた額をサポート会員にお支払いします。

◎ **病児・病後児をご利用の場合**

【一般世帯の場合】

援助活動の時間	単価	町からの補助金	実際に支払う額
7時～19時	1,000円	700円	300円
19時～7時	1,200円	700円	500円

【ひとり親家庭・市町村民税非課税世帯・生活保護世帯】

援助活動の時間	単価	町からの補助金	実際に支払う額
7時～19時	1,000円	1,000円	無料
19時～7時	1,200円	1,000円	200円

◎ **病児・病後児以外をご利用の場合**

【一般世帯の場合】

援助活動の時間	単価	町からの補助金	実際に支払う額
7時～19時	1,000円	200円	800円
19時～7時	1,200円	200円	1,000円
宿泊（18時～翌9時）	10,000円	2,000円	8,000円

【ひとり親家庭・市町村民税非課税世帯・生活保護世帯】

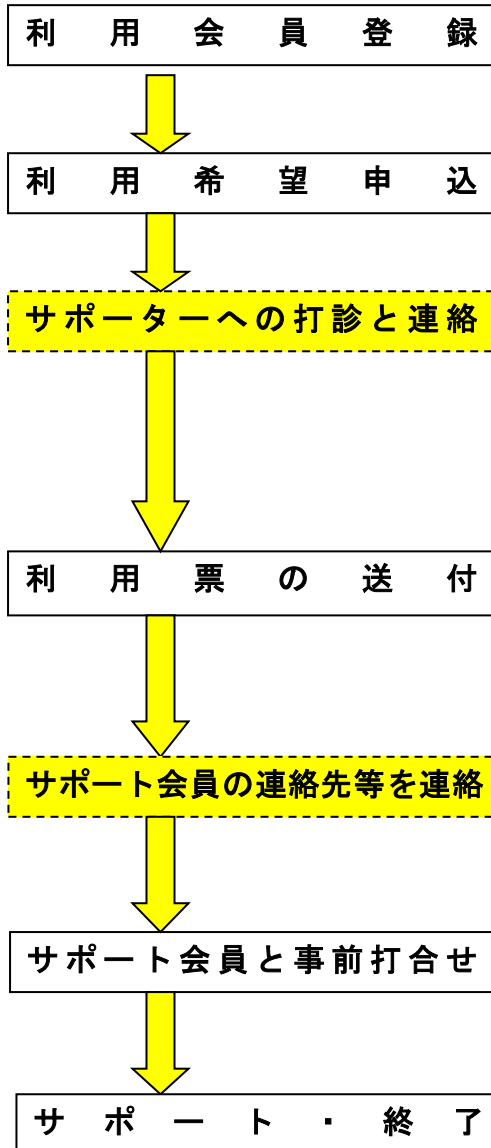
援助活動の時間	単価	町からの補助金	実際に支払う額
7時～19時	1,000円	400円	600円
19時～7時	1,200円	400円	800円
宿泊（18時～翌9時）	10,000円	2,000円	8,000円

4. 緊急サポート

登録から利用までの流れ

利用会員が行うこと

センターが行うこと



●ホームページから入会申込フォーム、利用フォーム2、3を入力送信。又は、役場こども課にて申込。

●センターに電話で利用希望申込み連絡を入れます。
受付時間は7時～20時までです。

●センターは、利用希望に添うサポート会員を探し、見つけ次第連絡します。
※極力希望を満たせるよう努めますが、場合により時間や場所などの調整をさせていただく場合もあります。

●利用票をセンターに送付。
※利用票の送付ができない場合、その旨をセンターに伝えてください。利用希望申し込み時に詳しい情報をお伺いします。

●利用票を送っていただき次第、サポート会員の連絡先をお伝えします。また、サポート会員には、利用会員の連絡先等、必要な情報をお伝えします。

●サポート会員に電話し、保育に必要な事柄の確認をします。

●援助活動報告書の内容を確認、署名、捺印します。
料金と実費をサポート会員に直接支払います。

センター電話番号 048-297-2903 (7時～20時)

センターへの利用票送付先

緊急サポートセンター埼玉

〒333-0801 川口市東川口4-2-20 プロミネンスⅡ 102

FAX 050-3488-0147

e-mail byoujihoiku@oboe.ocn.ne.jp

<http://byoujihoiku.blog.shinobi.jp/>

5. 料金の算出方法について

1 援助活動時間

- ① サポート会員宅で援助を行う場合。
保護者がサポート会員宅へ児童を連れてきた時間から、お迎えが来て児童を引き渡すまでの時間。
- ② サポート会員宅以外で援助活動を行う場合。(又は送迎も兼ねた活動の場合)
サポート会員が援助活動を行うために自宅を出る時間から、援助活動を終えて自宅に戻るまでの時間。
- ③ 援助活動が1時間に満たない場合でも、料金は1時間分より発生します。
- ④ 最初の1時間以降は30分単位で計算します。(料金は1時間の半額になります)

2 移動交通費やその他実費

- ① 公共交通機関やタクシーを利用した場合は、実費をサポート会員に支払います。
- ② 自家用車を使用した場合のガソリン代、飲食物等の実費は、事前に会員同士の間の取り決めを行います。
- ③ その他、援助活動中にかかった実費の請求は、会員同士の了承があった中で行います。

3 支払方法

保育料及びその他かかった実費は、援助活動終了時に利用会員が直接サポート会員へお支払いします。

保育料については、町から補助金が出ますので、正規の単価からそれぞれの補助金を引いた額をお支払ください。

4 キャンセル料について

- ①活動予定日の前日又は当日のキャンセルの場合には、キャンセル料が発生します。
ファミリーサポート…1時間分の料金(700円)
緊急サポート …1時間分の料金(1,000円)
宿泊 …3,000円
- ③無断キャンセルは予約時間分の料金、宿泊については、10,000円のキャンセル料となります。

※キャンセル料に補助金はできませんので、ご注意ください。

6. 保険について

万が一に備え、NPO総合保険（あいおい損保）に加入します。

●賠償責任保険

保育スタッフが利用者の身体や財物に損害を与えて、賠償責任を負った時の保険

補償項目			保険金額
賠償責任	対人・対物共通	1事故・保険期間中	2億円
	受託物・借用物	1事故・保険期間中	50万円 (現金は10万円)
人格権侵害	1名		50万円
	1事故・保険期間中		100万円
事故対応費用	1事故・保険期間中		500万円
見舞費用	死亡		50万円
	後遺障害		1.5～50万円
	入院	入院日数に応じて	2～10万円
	通院	通院日数に応じて	1～5万円

●傷害保険

お子さんがケガなどをされた場合の保険

補償項目	保険金額
死亡・後遺障害保険金額	300万円
入院保険金日額	3,000円
手術保険金額	手術の種類に応じ、入院保険金額日額の 10・20・40倍
通院保険金額	2,000円

7. お預かりに際して準備していただくもの

- ・昼食、おやつ（必要時のみ）
- ・ミルク、哺乳瓶（必要児童のみ）
- ・食事用エプロン（必要児童のみ）
- ・紙おむつ、おしりふき（必要児童のみ）
- ・お気に入りの絵本やおもちゃなど（必要児童のみ）
- ・着替え
- ・汚れものを入れる袋（スーパーのレジ袋等）
- ・おくるみなど羽織るもの（必要児童のみ）
- ・バスタオル
- ・おしぼりタオル
- ・ティッシュ
- ・薬（必要児童のみ）

※受診した医療機関からもらった薬を預かり時間中に飲む分を、1回分ずつ小分けにしてご用意ください。市販薬不可）

●病気のお子さんの預かり時には・・・

- ・保険証またはそのコピー
- ・受診した病院の診察券
- ・町から支給される医療証、医療券など

※受診が必要になった際に、必要となるものをご用意ください。

- ・お熱が高くなった時のために冷えピタ等、体を冷やす物もご用意ください。